

加茂市スポーツ協会表彰規定

(目 的)

第1条 この規定は、加茂市のスポーツ振興のために特に功績のあった者に荣誉をおくり、その名誉を表彰するために本規定を定める。

(表彰の範囲)

第2条 本会の表彰するものは、次の各号の1に該当するものとする。

- (1) スポーツ功労者…… 本市スポーツ協会に功労があった者
- (2) 優秀指導者…… 優秀競技者育成に功績のあった者
- (3) 優秀競技者…… 一般、学生、生徒で競技者として優秀な者
- (4) その篤志による功労に対して、会長が推薦する者

(表彰者の決定)

第3条 加入団体は、本会より依頼の都度、候補者を選び、会長に推薦する。

第4条 会長は、理事会に前項の候補者一覧表を作成せしめ、常任理事会の選考を経た後理事会に諮り決定する。

(附 則)

第5条 この規定は、昭和59年4月1日から施行する。

平成10年 7月21日 改正(一部)

平成30年 5月26日 改正(一部)

加茂市スポーツ協会表彰規定内規

候補者の推薦は、この内規によるものとする。

1. スポーツ功労者章候補者の年齢制限は、満50歳以上とする。
但し、特別の功労があり理事会において適当と認めた場合は、この限りでない。
2. 優秀指導者章候補者は、県大会に優勝し、国際大会や全国大会及び北信越大会に出場した選手及びチームの監督又はコーチとする。
3. 優秀競技者章候補者は、国際大会、全国大会、北信越大会に出場した選手及びチーム若しくは県大会に出場し、3位以内の優秀な成績を収めた選手及びチームとする。
4. 優秀指導者章及び優秀競技者章は、年度を異にする場合、重複贈与ができる。
5. この内規は、加茂市スポーツ協会に加盟している団体の推薦を受けた個人又は団体に適用する。

附 則

1. この内規は、昭和59年4月1日より施行する。
2. 平成 9年 4月 1日・一部改正
3. 平成10年 7月21日・一部改正
4. 平成30年 5月26日・一部改正